

# 判例研究

## 刑事判例研究 (1)

中央大学刑事判例研究会

区分審理制度は憲法三七条一項に違反しないとされた事例

鈴木 一 義

〔営利誘拐幫助、逮捕監禁幫助、強盜殺人幫助、殺人被告事件、最高裁平成二五年(あ)第七五五号平成二七年三月一〇日第三小法廷判決。刑集六九卷二号二一九頁、判例タイムズ一四一二号一三三三頁、判例時報二二五九号二二七頁、裁判所時報第一六二三号一〇頁〕

### 【事実の概要】

本件の被告人を首謀者とする複数人(九名)が以下の①～③の事件を起こし、各人の判決情況は複雑に亘った。その中で、本件被告人について以下の形で区分審理が行われた。

刑事判例研究(1)(鈴木)

即ち、第一審（仙台地方裁判所）において、①Aに対する殺人被告事件、②Bに対する強盗殺人等被告事件、③Cに対する保険金殺人被告事件という、三件の裁判員裁判対象事件が併合決定された。そして、公判前整理手続において裁判所により区分審理決定がなされ、①と②をそれぞれ区分事件として順次審理し、③を最後に審理する旨の決定もなされた。このもとに、区分事件のそれぞれについて審判が行われ、①については被告人に実行行為及び共謀が認められず無罪の部分判決（平成二十三年一月六日）が、②については共謀は認められないが幫助の限度で有罪の部分判決がなされ（平成二十三年一月四日）、最後の③については争いなく有罪とされて、②及び③の全体の量刑として無期懲役が言い渡された（平成二十三年二月二〇日判決）。検察官、被告人の双方から控訴が申し立てられたが、原審（仙台高等裁判所平成二十五年四月二五日判決）はいずれの控訴も棄却した。被告人のみが上告し、区分審理制度は、同一証人の信用性が判決相互間で区々になることを許容するなど、偏頗の恐れのある裁判所による裁判であるから憲法第三七条第一項に違反する旨主張した（併せて、強盗殺人事件において、被告人が故意を否認しているのに、共犯者の証言だけで被告人を有罪とした点は、憲法第三八条第三項に違反すると主張した）。

### 【判決要旨】

上告棄却。

弁護人らの上告趣意はいずれも刑事訴訟法第四〇五条の上告理由に当たらないとし、職権で、大要、以下の通り判示した。

「1 弁護人の上告趣意のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）七一条以下の規定違憲をいう点について

所論は、裁判員法七一条以下が定める区分審理決定がされた場合の審理及び裁判（以下「区分審理制度」という。）は、公平な裁判所の裁判を定めた憲法三七条一項に違反する、というものである。

区分審理制度は、裁判員裁判における審理及び裁判の特例であるところ、区分事件審判及び併合事件審判のそれぞれにおいて、

身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって裁判体が構成されていることや、裁判官が裁判の基本的な担い手とされていること等は、区分審理決定がされていない裁判員裁判の場合と何ら変わるところはない。

また、区分事件審判を行う裁判体と併合事件審判を行う裁判体では、裁判員の構成が異なり、併合事件審判においては、部分判決で判断が示された事項については、原則としてこれによるものとされているが（同法八六条二項）、区分審理制度は、事件が併合されていることを前提としながら事件を区分し、区分した事件について順次審理、判決するものであるから、区分事件審判を担当する裁判体と併合事件審判を担当する裁判体とは、裁判員が新たに選任されてその構成は異なるものの、事件を併合して審判する訴訟法上の裁判所における裁判体の構成の一部変更とみることができ、先行の区分事件審判の裁判体の示した判断を前提に後行の裁判体が裁判所としての終局判決をすることは、制度的に妨げられるものではない。そして、併合事件審判を担当する裁判体は、部分判決で示された事項によるだけでなく、併合事件審判するのに必要な範囲で、区分事件の公判手続を更新して証拠を取り調べなければならぬとされており（同法八七条）、区分事件の審理手続や部分判決に重大な瑕疵がある場合等には、当該部分判決によらずに（同法八六条二項、三項）、区分事件の審理をしなければならないとされている。

以上によれば、区分審理制度においては、区分事件審判及び併合事件審判の全体として公平な裁判所による法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されているといえる。したがって、区分審理制度は憲法三七条一項に違反せず、このように解すべきことは当該裁判所の判例（最高裁判昭和三二年（れ）第一七一号同三三年五月五日大法院判決・刑集二卷五号四四七頁、同平成二二年（あ）第一一九六号同三三年一月二六日大法院判決・刑集六五卷八号二二八五頁）及びその趣旨に徴して明らかである。所論は理由がない。

## 2 同弁護人のその余の上告趣意及び被告人本人の上告趣意について

同弁護人のその余の上告趣意のうち、同一証人の証言の信用性判断が部分判決相互間で区々となったことを理由として憲法三七

条一項違反をいう点は、証拠とされた証言がそれぞれ別のものであるから、その信用性判断が分かれたとしても、裁判所の公平さとは直接関連を有するものではなく、共犯者の自白のみに基づいて有罪が認定されたことを理由として憲法三八条三項違反をいう点は、第一審判決及び原判決が所論指摘のような認定をしたものではないことが明らかであるから、いずれも前提を欠き、その余は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。」

なお、裁判官大谷剛彦の補足意見がある。

「区分審理制度の憲法適合性については、法廷意見のとおりであるが、本件事案に鑑み、制度の運用につき若干の補足をしたい。本件は、第一審において、①Aに対する殺人被告事件、②Bに対する強盗殺人等被告事件、③Cに対する保険金殺人被告事件という、三件の裁判員裁判対象事件が併合決定され、公判前整理手続において裁判所により区分審理決定がなされ、①と②をそれぞれ区分事件として順次審理し、③を最後に審理する旨の決定もなされた。区分事件のそれぞれについて審判が行われ、①については被告人に実行行為及び共謀が認められず無罪の部分判決が、②については共謀は認められないが幫助の限度で有罪の部分判決がなされ、最後の③については争いなく有罪とされ、②及び③の全体の量刑として無期懲役が言い渡された。検察官、被告人の双方から控訴が申し立てられたが、原審はいずれの控訴も棄却した。①と②は、重要な証拠方法（共犯者の供述、被告人の供述）は共通であるが、その評価は、各区分事件審判の部分判決において分かれている。その判断が論理則、経験則等に照らして不合理であるといえないことは、原審の述べるとおりである。

区分審理制度は、裁判員法七一条により明らかかとおり、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、その審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担が著しく大きくならないようにし、長期間の審理に応じられる国民のみならず、幅広い層からより多くの国民の参加を可能とする制度が要請されることと、一方で複数の事件を区分して審理することにより、犯罪の証明に支障を生じ事案の真相が明らかにならなかつたり、被告人の防御に不利益を生じたりする不都合があつてはならないという要請がある

ことも踏まえた制度である。

上記の趣旨を踏まえて制度が適切に運用されるならば、裁判員裁判の国民の負担を軽減しつつ、裁判員裁判の円滑な実施に資することは明らかであるが、これにふさわしい事件の選択や、先行事件に関与しない裁判員が構成に加わる後行事件の審理手続に慎重を期さないと、場合によっては上記のような不都合や裁判員裁判における適正な判断の確保への影響が生じかねない。例えば、併合した裁判員裁判対象事件が相互に関連して一括して審理しなくては適正な事実認定に困難が想定されるケースや、重要証拠や背景事情が共通するなど事件を一括して審理しなければ統一かつ矛盾のない判断に困難が想定されるケースに、あえて区分審理を選択するのは不相当であると考えられる。また、仮にこのような区分審理により整合のとれない部分判決がなされるとすれば、その区分事件の審判に直接関与しない併合事件審判の構成裁判員は、量刑に当たっても適切な心証を得難く、また直接関与した構成裁判官との円滑な協働に支障を生じないとも限らない。

したがって、裁判所は、複数の裁判員裁判対象事件が起訴された場合の審理方法の選択に際しては、公判前整理手続において、検察官の立証方針や弁護人の防御方針を踏まえた上で、当事者と十分な議論を尽くし、区分審理を選択することの当否、適否を慎重に見極める必要がある。また、最後の併合事件審判を担当する裁判体の審理に向けた適切な部分判決の在り方、区分事件の公判手続の更新の充実や、構成裁判官による必要かつ十分な裁判員への説明も求められよう。区分審理制度の適切な運営につき、引き続き裁判官の研究が望まれる。」

## 〔研究〕

### 一 問題の所在

裁判員制度の円滑な実施のためには、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、その審理が長期間に及ぶ場合

等について、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようにし、幅広い層から、より多くの国民が積極的に参加して貰うことを可能とする制度とすることがある。但し、そのために犯罪の証明に支障を生じ、事案の真相が明らかにならなかつたり、被告人の防禦に不利益を生じるようなことがあつてはならないから、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定を含め、適正な結論が得られるようにする必要がある。かかる要請のもと、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)において、「第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等」が設けられ、客観的併合の場合において、裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要ある時は、併合事件の一部につき区分審理決定をし、区分事件の審理をする裁判体が部分判決をした上で、その余の事件及び併合事件全体についての審理・判決をする制度が導入された(平成一九年五月二二日、第一六六回国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律が成立。同月三〇日、法律第六〇号として公布された)<sup>(2)</sup>。

本件においては、区分審理制度は、同一証人の信用性が判決相互間で区々になることを許容するなど、偏頗の恐れのある裁判所による裁判であるから憲法第三七条第一項に違反するか否かが問題とされた。部分判決制度・区分審理制度は非常に複雑で技巧的な制度であり、統一的な理解や運用の基準も充分には見出されておらず、本制度が今後どのような形で定着するのかわからないのか、その過程でどのような法律上或いは実際上の問題が生じて来るのか、全てが未知数で今後の事例集積に委ねられていると言つても過言ではないなどと既に指摘されていた<sup>(3)</sup>。かかる情況の下で合憲性に関する論点が最高裁により審理された点に本判決の意義があろう。

本稿では、上記の論点に関して、区分審理制度・部分判決制度制定の経緯(二)、制度の説明(三)、問題とされる論点(四)、区分審理に際しての判断基準など(五)、合憲性について(六)、本判決の意義(七)の順で検討を加えた

## 二 区分審理制度・部分判決制度が必要とされた理由<sup>(4)</sup>

(1) 裁判員裁判においても、複数の被告人の場合（主観的併合）においては、同意・不同意が被告人によって分かれたりした時に証拠関係が甚だ複雑になることがあり、主たる論点や証拠関係が共通で被告人毎の判断も容易な事案でない限り、弁論を併合すべきでないが、一方、同一被告人に対する複数の事件の場合（客観的併合）においては、連続的犯行や動機において相互に関連する事件、社会的実体としては一つの出来事と評価することが出来る事件その他事案の真相の解明のために弁論併合が適切であると考えられる場合が相当程度存すると言える。ただ、裁判員裁判においては、<sup>(6)</sup>かかる場合に常に弁論を併合すると証拠の量が膨大となって責任内容が複雑化し、全体審理期間が長期化し、<sup>(7)</sup>審判に加わる裁判員にとって過大な負担になってしまうこともある。ここにおいて、裁判員の負担が著しく大きいために、出頭可能性が低下するなどして裁判員を円滑に選任することが困難となること等があれば、裁判員制度の円滑な運用に支障を生じることとなるし、<sup>(8)</sup>他方で、複数の被害者を複数の機会に殺害しているというような、死刑か無期懲役かの分かれ目にあるような深刻な事件については、一つの裁判であれば死刑になるのに、分離して一人の殺人毎に裁判を行うと、無期懲役が複数出てしまう可能性もある。<sup>(9)</sup>このため、<sup>(10)</sup>技術的な側面と併合余罪の量刑考慮のあり方という理論的な側面を持つ難問とも評されたが、被告人の併合の利益、真相解明（関連性の程度によって各事件の立証が補充関係にあることがある）・適正な科刑の実現（複数の事件が併合審理され、総合評価されることによって、死刑或いは無期刑という量刑が選択される場合がある）、裁判員の負担（幅広い層から、より多くの国民の参加が可能になるようにす

るため、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようにすると共に、迅速且つ充実した審理を行うことが重要であるとされる)、裁判員対象事件は原則として裁判員裁判で審判すべきであるという裁判員制度の意義などのバランスを取って、併合してあくまで一つの手続で審理をし、裁判体も連続する形を維持しつつ、構成員が途中で替わるということで対応すべく、部分判決制度が設計された<sup>(11)</sup>。

(2) 裁判員裁判対象事件と非対象事件または裁判員裁判対象事件相互の客観的併合について、裁判員法施行前には、併合された複数の事件について一つの刑を裁判員が決めることの困難さを考慮する等して、併合に一定の問題のある事件(裁判員裁判非対象事件が先に起訴され、ある程度審理が進んでいる場合や、他の裁判所に係属している場合等)については併合しない方向で考える傾向にあったと捉えられていたが、多くの裁判員裁判を経験すると、併合事件であるからと言って裁判員が量刑判断に難渋するという問題はないことが認識されるようになり、他方で、被告人の併合の利益を考慮すること等から、出来る限り併合する(その上で事案によっては区分審理を活用する)という方向に向かうようになって来た<sup>(12)</sup>。ここから、併合した場合に区分審理にするか否かや、区分審理のあり方等が今後とも大きな検討課題になると思われるとも指摘されている<sup>(13)</sup>。

### 三 制度の説明<sup>(14)</sup>

#### (1) 区分審理決定

裁判所は、同一の被告人に対する数個の対象事件の弁論を併合した場合等において、併合した事件を一括して審判することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任または



職務の遂行を確保するため特に必要があると認められる時は、請求または職権により、併合事件の一部を一又は二以上の被告事件毎に区分し、この区分した事件毎に、順次、審理する旨の決定をすることが出来る（裁判員法第七一条）。このように、裁判員の負担を考慮して円滑な選任等が確保出来るか否かが、区分審理決定をするか否かの判断基準とされた。但し、犯罪の証明に支障を生ずる恐れがある時、被告人の防御に不利益を生ずる恐れがある時その他相当でない<sup>15</sup>と認められる時（例えば、犯行の手口が共通した特殊なもので、各事件の証拠が相互に補強し合う関係にあり、全事件を纏めて審理しなければ犯罪事実の立証が困難である場合や、被告人の主張する事項が全事件に共通し、全事件を纏めて審理しなければ統一的な判断が困難である場合、各事件の立証方法がかなり重複しており、多数の共通した証人に何度も証言を求めることとなる等、著しく訴訟経済に反する場合等）は、区分審理決定をすることが出来ない。裁判員制度の下でも、複数の事件は出来る限り一括した審理を行うことによって、事実認定のみならず量刑判断に関しても、同一の裁判員が判断出来るようにすることが好ましく、また一括して審理することが訴訟経済の観点からも合理的である場合が多いため、区分審理決定は位置付けとしては例外的なものであるとされる。

区分審理決定がなされると、区分事件の審理毎に裁判員・補充裁判員が交替することになるが、裁判官は交替することなく、併合事件全体の審理・裁判に関与する。

## (2) 部分判決

裁判所は、区分事件の審理に基づき、部分判決を言い渡す。有罪、無罪、管轄違い、免訴、公訴棄却のいずれかの判決を言い渡すことになる（裁判員法第七八条・第七九条）。

部分判決制度は、裁判員制度の円滑な実施のため、同一被告人に対して複数の事件が起訴され、その審理が長期間

に及ぶ場合等について、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようにする制度であることから、区分審理決定がされた場合の審理及び裁判においては、区分事件審判における裁判員等の任務は、当該区分事件について部分判決の宣告をした時などに終了することとされた。一方、合議体を構成する裁判官は交替しないこととされているが、裁判官については上記負担を考慮する必要がなく、また、裁判員制度の対象事件については全て公判前整理手続に付されており、区分事件の審理毎に裁判官が交替しなくてはならないとすると、重要な判断等を行う公判前整理手続を主宰していない裁判官が審理を担当することになってしまい、責任ある公判運営の観点から問題があると考えられたことによる。

### (3) 併合事件審判

区分事件の審理では当該区分事件に関する証拠調べが行われ（裁判員法第七七条）、裁判所は、区分事件の審理に基づき、部分判決を言い渡す。刑の量定については、犯罪事実に関する情状が当該事件の区分審理において明らかになるのに対して、犯罪事実に属さない一般情状に関するものは、併合事件審判において審理・判断される（部分判決では、刑の言渡し又は刑の免除の言渡しは行わない<sup>(16)</sup>）。裁判所は、当該区分事件審理に係る部分判決で示された事項については（裁判員法第七八条第二・三・四号参照）、原則としてこれに従って判断しなければならぬ。部分判決で判断が示された事項についても、併合事件審判において再度審理裁判をすることとなると、区分審理をすることとした趣旨が没却されるためである。猶、併合事件審判においては区分事件の全てについて公判手続の更新をする必要はなく（B事件の審判に係る職務を行う裁判員は、先行したA事件については何等の判断をすることはない）、併合事件の全体の刑の量定をするに当たって必要とされる範囲において、区分事件の公判手続を更新すれば足りる（裁判員法第八七条）。併合事件

審判における審理の冒頭で公判手続の更新を行うことを原則とする必要もないとされる。<sup>(17)</sup>

猶、本制度に内在する原理的疑問として、併合事件審判の裁判体の判断が、先行する部分判決に原則として拘束されるのは何故か、併合事件の審理を担当する裁判員は、部分判決で示された事項については直接証拠に接することなく、部分判決の判文を基礎に判断することになるが、かかる直接主義の例外が何故正当化されるのかという点が指摘されている。<sup>(18)</sup>この点に関して、部分判決制度においては、事件全体の弁論が併合されて同一の受訴裁判所に係属しているのであるから、当該裁判所が公判前整理手続において合理的な審理計画を策定可能であるし、部分判決が併合事件を審理する裁判体を拘束するのは、訴訟法上は同一の裁判所が既に下した法的判断は原則として事後的に覆さない仕組みのためであると整理可能であるとされる。<sup>(19)</sup>

#### 四 区分審理・部分判決制度に対する問題点など

区分審理・部分判決制度に対しては、以下のような問題点が指摘されている(1)は公平な裁判所「裁判体の構成以外の面」、(2)は区分審理の選択・運用の論点に関わろう)。

(1) まず、部分判決制度の下では、構成裁判官は終始同一であるのに対して裁判員には交替がある。そこで、最終的に併合事件を担当する裁判員と構成裁判官の間で、ある種の情報格差が生じ、或いは裁判員と裁判官の間の対等性が損なわれるのではないかという問題が指摘されている。<sup>(20)</sup>

この点については、(i)併合事件審判においては、部分判決で示した事項に拘束力があるのであって、A部分またはB部分の審理をしたことによって得た情報があることだけを根拠にして、部分判決で示された事項について別の考慮

をしたり、逆に部分判決で示されていない事項について実質的考慮をすることは出来ない筈である。また、区分審理から終局の併合事件審理に移行する際には、裁判員の交替に伴い、併合事件審理するのに必要な限度において、区分事件の公判手続を更新しなければならないところ、A部分またはB部分の区分審理で取調べられた事項の内、実質的に併合事件審理において心証を形成する必要があるのは、情状に関するものであって、それらについては公判手続の更新により、裁判官及び裁判員が等しく心証を得られる筈であり、またそのように心証が得られるような更新の手続でなければならぬ筈である。<sup>(21)</sup> 情報の格差という議論があるとすれば、このような更新手続の意義・機能とは整合しない—旨論じられる。<sup>(22)(23)</sup>

また、(ii)裁判官と裁判員との対等性という時、構成裁判官のグループと終局の併合事件審判を担当する裁判員グループとが存在し、それらが審理・評議その他の局面で対等であるべきだとする議論のようにも見えるが、もともと裁判員法においては、各々の裁判員及び構成裁判官が独立して職権を行使しているものであるところ、部分判決制度の下において、構成裁判官がA部分及びB部分の区分審理をしたことのゆえに、終局の併合事件審判を担当する裁判員及び構成裁判官において、各自が独立して職権行使をすることが妨げられることになるとは思われない。従って、区分事件の審理及び併合事件審判を通じて、同一受訴裁判所の構成裁判官がこれらを担当するのに対して、裁判員には交替があるという仕組みに対する批判があるとしても、適切でない—とも述べられている。<sup>(24)</sup>

(2) 次に、①例えば、和歌山カレー事件のように、複数の事件それぞれの立証が相互に補充し合う関係にあったり、密接に関連し合っている場合や、一つの犯意や計画或いは同一の組織的意思に基づいて複数の犯行が行われたとされる場合等は区分審理に馴染まないとされている訳で、そうすると、この制度でカバー出来る範囲には限界があるよう

に思われる。非常に大きな事件で有罪になれば極刑となることが予想される場合などでは、証人や証拠も多数取調べなければならず、長期になりかねないという覚悟をして貰う裁判員候補者を出来るだけたくさん確保するというのでは、現実的に考えて身動きが取れなくなってしまうのではないかと、①と②証拠の量が膨大な事件、証拠関係が複雑で細かい突き合わせをしなければならぬ事件等、審理や合議に一定限度以上の期間を必要とすることが予測出来る特に複雑・困難な事件については、裁判員裁判の対象とするのは適当でなく、補充裁判員を置くとしても、個別に対象事件から外すことが出来るようにしておく必要がある。準備手続の最終段階において、一定回数以上の開廷を必要とすることが判明した場合には、一律に対象事件から除外してはどうか<sup>(26)</sup>との見解が提起されている。著しく長期にわたる審理を要する事件等における、区分審理制度の限界を主張するものであろう。

これらの問題提起については、かかる要請が充足されなかったとしても、それで直ちに区分審理・部分判決制度に重大な欠陥があつて違憲であるということにはならないであろう（現に、平成二五年二月二四日以降、法制審議会刑事法「裁判員制度関係」部会において論議され、平成二七年六月五日法案が通過した「長期間の審理を要する事件等の対象事件からの除外」も、区分審理制度を違憲として否定している訳ではなく、区分審理の活用には一定の限界があるという点等を勘案したものと見え<sup>(27)</sup>）。ただ、いずれにせよ、最後に残った事件の審理を行い、それ迄の部分判決を踏まえて併合事件全体<sup>(28)</sup>についての量刑を行うことは、それを担当する裁判員に対して新たな負担を課すことになる点<sup>(28)</sup>は否定出来ない。ここから、区分審理決定を行うか否かの判断基準の適正化が問題となろう（大谷補意見の「区分審理を選択することの当否、適否を慎重に見極める必要がある。また、最後の併合事件審判を担当する裁判体の審理に向けた適切な部分判決の在り方、区分事件の公判手続の更新の充実や、構成裁判官による必要かつ十分な裁判員への説明も求められよう。区分審理制度の適切な運営につき、引

き続き裁判官の研究が望まれる。」という指摘も重要と考える。

## 五 区分審理に際しての判断基準など<sup>(29)</sup>

- (1) 区分審理決定適用に関する基本的考え方としては、<sup>(30)</sup>①同一被告人について複数事件が係属している場合、併合審理・判決が望ましい、②ただ、裁判員に対する負担の観点から、各事件を分離して審理・判決するよりは、区分審理を活用すれば併合審理が可能になるのであれば、活用を検討して然るべきである（特に、非対象事件を構成裁判官のみで区分事件審理する場合<sup>(31)</sup>と捉える方向が有力である。そして、(2) 区分審理決定検討に際しての考慮要素等としては、以下の事項などが掲げられている。<sup>(32)</sup>即ち、①裁判員の負担に関する事情（ア 審判の期間・裁判員の負担の程度を左右する重要な事情「審判期間が複数週間に亘るような場合には、区分審理決定をすべきかにつき、一応の検討を行うのが相当である」、イ その他の事情・精神的・心理的負担、情報处理的負担）、②犯罪の証明に支障を生じる恐れの有無（併合された各事件が相互に補強し合うなど一括審理しないと犯罪証明が困難であっても、区分審理をすることで犯罪の証明に支障が生じない場合もある）、③被告人の防禦に不利益を生じる恐れの有無（同時に審理しないと統一かつ矛盾のない判断をすることが困難である場合等が考えられるが、被告人側の主張する事項の共通性・関連性だけで直ちに不利益の恐れありとはならない）、④その他相当でないと思われる事情の有無（区分審理が証人に過重な負担を強いるなど、著しく訴訟経済に反する場合等）——などがこれである。このもとに、(3) 区分審理決定を活用すべき場合として、①典型的な場合として、(ア)複数の対象事件が相互に独立しており、各審理に相当期間を要する場合、(イ)非対象事件の事実と争いがあり、多数の証拠調べが必要となる場合、<sup>(33)</sup>(ウ)非対象事件について既に相当の審理が行われており、単に併合すると更新の負担が重い場合が想定されており、

②区分審理決定の活用を検討し得る場合の例として、(ア)事件数が多数である場合、(イ)対象事件の追起訴が確実に見込まれ、併合審理を行うことが望ましいが、裁判員の負担が過重になる場合が提示されている。<sup>(34)</sup>

## 六 区分審理制度の合憲性について

(1) 従前の関連する議論として、(公平な裁判の問題そのものではないが、裁判員と裁判官の協働というあり方が、憲法第一四条の「法の下の平等」に反しないかという論点に関して)ここでの違憲審査基準は一般的な合理性の基準ということであり、きちんと説明があつて、筋が通つていさえすれば、第一四条の問題もクリア出来るのではないかと、<sup>(35)</sup>(動態的側面における、公平な裁判所の具体的なあり方という点について)相当広範な立法裁量に委ねられていると解すべきであるなど主張されていた。<sup>(36)</sup>

(2) 次に、本判決が引用する平成二三年一月一六日最高裁判決(刑集六五巻八号二二八五頁)の判示に関して、検討を加えたい。<sup>(37)</sup>

判決は、憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されている限り、その内容を立法政策に委ねている旨判示し、憲法判断において異例とも言える複合的解釈手法を採用したと評されている(憲法が採用する統治の基本原則や刑事裁判の諸原則、特に憲法制定の経緯に力点を置いている「特に憲法制定過程に力点を置いたのは、陪審・参審違憲論を乗り越えるためであるとされる」)<sup>(38)</sup>。

次いで、裁判員制度は、憲法三二一条、三三二条、三七条一項、七六条一項、八〇条一項に違反しない旨述べた。公平な裁判に関連する点については、

「裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている。また、裁判員の権限は、裁判官と共に公判廷で審理に臨み、評議において事実認定、法令の適用及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ、評決を行うことにある。これら裁判員の関与する判断は、いずれも司法作用の内容をなすものであるが、必ずしもあらかじめ法律的な知識、経験を有することが不可欠な事項であるとはいえない。さらに、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることも考慮すると、上記のような権限を付与された裁判員が、様々な視点や感覚を反映させつつ、裁判官との協議を通じて良識ある結論に達することは、十分期待することができる。他方、憲法が定める刑事裁判の諸原則の保障は、裁判官の判断に委ねられている。このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法三二条、三三条、三七条一項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないといえることができる。」

(3) 学説の合憲論の諸説と比較すると、平成二三年最高裁判決の特徴は、寧ろ、裁判官が適正手続確保のための権限を独占することを求めている点にあると言えよう等と評されているが、<sup>(40)</sup>裁判官と裁判員が協働し、裁判官の意見が適宜適切に反映されるものとなっており、審理・判決を通じて、裁判官の意見を全く反映しない形で被告人に対して罪が科されることがない裁判員制度は、裁判官が刑事裁判の基本的担い手とされているという憲法上の要請を満た



す。<sup>(41)</sup> また、裁判員の適格性が確保されるような選任手当てがなされており、裁判員に公平誠実に職務を行う義務・守秘義務を課すと共に職権行使の独立性を保障する等している点、公判前整理手続によって公判審理が分かり易いものとなるようにその実現が図られている点、評議において実質的な意見交換をすることが十分可能な規模が確保されている、評決も裁判官の意見を全く反映しない形で、被告人に対して刑が科されることはない制度となっている点などから、かかる裁判員法の仕組みによれば、裁判官と共に適格性を備えた国民が構成員となることによって、公平な「裁判所」が構成され、法と証拠に基づいて適正な裁判が行われることが制度的に保障されていると言えるであろうと把握されている。<sup>(42)</sup>

(4) 一方、本判決は、

「区分審理制度は、裁判員裁判における審理及び裁判の特例であるところ、区分事件審判及び併合事件審判のそれぞれにおいて、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるように配慮された手続の下に選任された裁判員とによって裁判体が構成されていることや、裁判官が裁判の基本的な担い手とされていること等は、区分審理決定がされていない裁判員裁判の場合と何ら変わるところはない。……区分事件審判を担当する裁判体と併合事件審判を担当する裁判体とは、裁判員が新たに選任されてその構成は異なるものの、事件を併合して審判する訴訟法上の裁判所における裁判体の構成の一部変更とみることができ、先行の区分事件審判の裁判体の示した判断を前提に後行の裁判体が裁判所としての終局判決をすることは、制度的に妨げられるものではない。そして、併合事件審判を担当する裁判体は、部分判決で示された事項によるだけでなく、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件の公判手続を更新して証拠を取り調べなければならぬとされており（同法八七条）、区

分事件の審理手続や部分判決に重大な瑕疵がある場合等には、当該部分判決によらずに（同法八六条二項、三項）、区分事件の審理をしなければならないとされている。以上によれば、区分審理制度においては、区分事件審判及び併合事件審判の全体として公平な裁判所による法と証拠に基づき適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されるといえる。したがって、区分審理制度は憲法三七条一項に違反せず、

と判示しており、最高裁平成二三年一月一六日判決の枠組みに沿っていると見える。部分判決制度においても、裁判員は裁判官と同じ一票を持ち、構成裁判官または裁判員のみによる多数では被告人に不利益な判断をすることが出来ないこととされていて、裁判官と裁判員が協働して裁判の内容を決めるという裁判員制度の趣旨と、法による公平な裁判を受ける権利を保障しているという憲法の趣旨との考慮は、基本的には活かされていると言える（裁判体の構成）。そして、四で触れたように、「もともと裁判員法は、各々の裁判員及び構成裁判官が独立して職権を行使しているものであるところ、部分判決制度の下において、構成裁判官がA部分及びB部分の区分審理をしたことのゆえに、終局の併合事件審判を担当する裁判員及び構成裁判官において、各自が独立して職権行使をすることが妨げられることになると思われない。従って、区分事件の審理及び併合事件審判を通じて、同一受訴裁判所の構成裁判官がこれらを担当するのに対して、裁判員には交替があるという仕組みに対する批判があるとしても、適切でない」との指摘なども妥当であると思われる。裁判官と裁判員との間で情報量に差がない点を裁判員法は絶対の要件としている訳ではなく、事実認定と刑の量定に関して対等の権限を持つとしている点が重要であると考えられよう（裁判体の構成以外の面）<sup>(44)</sup>。

以上、裁判体の構成及び構成以外の面の両面に照らしても、区分審理制度は合理的と言えよう。そして、五で触れ

たように、区分審理決定の基準・運用の現状も相応の水準にあり、合理的と言えようから、大谷補足意見を踏まえても（「これにふさわしい事件の選択や、先行事件に関与しない裁判員が構成に加わる後行事件の審理手続に慎重を期さないと、場合によっては上記のような不都合や裁判員裁判における適正な判断の確保への影響が生じかねない。例えば、併合した裁判員裁判対象事件が相互に関連して一括して審理しなくては適正な事実認定に困難が想定されるケースや、重要証拠や背景事情が共通するなど事件を一括して審理しなければ統一的かつ矛盾のない判断に困難が想定されるケースに、あえて区分審理を選択するのは不相当であると考えられる。また、仮にこのような区分審理により整合のとれない部分判決がなされるとすれば、その区分事件の審理に直接関与しない併合事件審判の構成裁判員は、量刑に当たっても適切な心証を得難く、また直接関与した構成裁判官との円滑な協働に支障を生じないとも限らない。」という見解は、従前の議論の水準を反映したものであろう）、本判決の結論は妥当と考へる。

## 七 本判決の意義

区分審理は、裁判員非対象・対象事件や、非対象事件で争いが残っている事件などについて、当初想定していたよりも使われているとの印象も持たれている<sup>(46)</sup>。また、既に触れたように、出来る限り客観的併合を行うという方向に実務が向かうようになって来たことから、併合した場合に区分審理にするか否かや、区分審理のあり方等が検討課題になるとも論じられるに至っている。かかる情況の中で、本判決は区分審理の合憲性について改めて確認を行った点で意義が認められると思われる。裁判員制度の最大の課題は、如何にして国民の協力を確保して行くのかにあり、この過程で国民の負担を出来る限り軽減することが必要事の一とされていた<sup>(47)</sup>。かかる目的に照らして制度設計された区分審理の合憲性が改めて認められたことで、以後は、国民の協力を確保するための運用上の妙というものが、課題とし

てよりクローズ・アップされるようになったとも言えよう。

- (1) 刑集六九卷二号、『判例タイムズ』一四一二号「解説」、『判例時報』二二五九号「コメント」に拠る。
- (2) 上富敏伸「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説(4)、『法曹時報』第六一卷第一号七二—三頁。
- (3) 青木孝之「裁判員裁判対象事件一件(強盗致傷)及び非対象事件七件(強盗等)につき、区分審理及び部分判決を行った事例」『刑事法ジャーナル』第二六号(平成二二年)九五頁「同」刑事司法改革と裁判員制度(平成二五年 日本評論社)所収」など。
- (4) 長沼範良「部分判決制度の意義と課題」『ジュリスト』第一三三二二号(平成一九年)一四六頁以下、隈良行「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律の概要」同書一五四頁以下、松本芳希「裁判員制度の下における審理・判決の在り方」『ジュリスト』第二二六八号(平成一六年)八五頁以下、江口和伸「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」について」『刑事法ジャーナル』第九号(平成一九年)八八頁以下、池田修「解説 裁判員法」『第2版』(平成二二年 弘文堂)一四〇頁以下などを主として参照した。
- (5) 大筋で争いが無い場合でも、犯行に至る経緯や犯行情況等で各々が果たした役割は全く同じということはあり得ず、公訴事実と争いが無い場合でも情状に関わる重要な事実と争いがある時は、共犯者を証人として尋問した上で、事実の正確性を吟味しなくては、被告人の利益に反することになりかねない。そして、上下関係はなくともリーダー的な共犯者らに他の共犯者が萎縮してしまうこともあり、他の共犯者が同席することで被告人の心理的負担が高まり十分に話が出来なくなる危険性がある事案では、分離しなければ被告人の権利を保護することが出来ないとされる。岩永愛「主観的併合の審理のあり方」『季刊 刑事弁護』第七二号(平成二四年)四七頁など。今崎幸彦「裁判員裁判における複雑困難事件の審理についての一試論」『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集(下巻)』(平成一八年 判例タイムズ社)六五二—三頁は、複数被告人間に公訴事実のみならず量刑上重要な事実を含めて事実関係に殆ど争いが無いようなごく例外的な事件を除き、分離すべきであらうとする。
- (6) 裁判員裁判における特殊性については、平塚浩司「裁判員裁判と客観的併合」安廣文夫編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』(平成二七年 成文堂)一二六—七頁など。

(7) 池田修「裁判員制度への期待と今後の課題」『法律のひろば』二〇〇四年九月号三六頁、青木美佳「併合と分離」廣瀬健二編「刑事公判法演習」(平成二五年 立花書房)二八五頁、田邊三保子「裁判員裁判における弁論の分離に関する諸問題」『植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題』第三卷(平成二三年 立花書房)三三九頁以下など。事案複雑な事件の場合は、心証形成に益々多数の分析的・演繹的判断を重ねなければならず、事実認定に一層の苦勞を伴うとも指摘される。松本時夫「裁判員制度と事実認定・量刑判断のあり方について」『法曹時報』第五四卷第四号一五頁。

ここから、裁判員の負担を小さくするためには、従来ならば併合審判して来た事件であっても分離して審判せざるを得ない場合が多くなることは確実と思われる(例えば、相互に関連のない裁判員事件と非裁判員事件とが起訴されていて、非裁判員事件の方が複雑困難な事件である場合とか、最初に起訴された裁判員事件、或いは追起訴を含めて起訴済みの裁判員事件について、公判前整理手続を経た上、裁判員の選任手続も終わった後に、新たな追起訴がなされることが明らかになったような場合等は、審理を併合せずに進行せざるを得ない)とされていた。松本芳希・前掲「裁判員制度の下における審理・判決の在り方」八六頁。

(8) 裁判員に適正な判断を期待することが困難になる等と指摘する見解として、今崎・前掲「裁判員裁判における複雑困難事件の審理についての一試論」六五一―二頁「裁判員裁判においては、分離が原則と言うべきとする」。

(9) 「シンプोजウム・裁判員制度の導入と刑事司法」一〇七頁「佐伯仁志」、松本時夫・前掲「裁判員制度と事実認定・量刑判断のあり方について」二二―三頁「複数の事件を併合して審査した場合、総合的評価として死刑或いは無期刑という量刑に至ることが想定出来る場合であっても、併合審査を行わないで各事件毎に個別的に刑を定めるとなると、そのような総合的評価が出来ず、それぞれにより低い刑が言い渡されるに止まることも当然に起き得るとする」など。

逆に、現行法上は併合の利益を得られる被告人が、裁判員裁判であるがゆえに併合の利益が得られない点を懸念する見解として、例えば、「座談会」裁判員制度をめぐって『ジュリスト』第一二六八号(平成一六年)三七頁「佐藤文哉」など。

(10) 原田國男「裁判員制度における量刑判断」『現代刑事法』第六一号(平成一六年)五六頁など。

(11) 解決策として、実法的対応(各裁判体が個別の罪について言い渡した刑を合算するとか、それらを前提に何等かの調整をするなど。但し、併合罪の制度を実質的に変更しかねないため、軽々には出来ない)とされた(と)と手続法的対応(有罪であれば旧構成で中間判決をして量刑もしておいて、新しく裁判員だけ入れ替えた裁判体が、中間判決を考慮した上で総体

的な刑を決めるといふ制度とか、先行する事件の裁判体が刑まで言い渡した上で、後続の事件を担当する別の裁判体が、前者の量刑を踏まえて、改めて全体について量刑する方式、先行する事件では事実認定だけをやっておいて貰って、量刑は後続事件の裁判所が纏めて行う方式などが想定された。ただ、いずれの場合にも、後の方の裁判体は、先行事件の裁判体による事実認定を前提とせざるを得ないが、本当にそれで量刑に必要な罪状その他の情状について実質的な心証が取れるかは疑問であり、改めて証拠調べ・事実審理・更新手続などを行わざるを得ないとすると二度手間になるし、仮に前の裁判体と実質的に異なる心証が得られたという場合にどうすれば良いか等の問題もあって、先送りにせざるを得ないとされた」が議論されていた。前掲「座談会」裁判員制度をめぐって」三六頁「井上正仁」。また、法制審議会刑事法部会では、罪責判決制度も提示された（『法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会 第二回会議事録』〔平成一九年一月五日〕五頁以下）。併合した上で、一定の場合に一部事件を分離して罪責審理を行い（量刑は行わない）、罪責判決後、終局判決に併合して、全体について終局判決を行う（裁判官は罪責審理事件と終局判決事件で別となる）という考え方である。

- (12) 区分審理が選択肢となるのは極限の場合に限られるとして客観的併合に消極的な見解と、非対象事件との併合も含めて緩やかに併合を認め、区分審理制度についてもより広く活用する余地があるとして、客観的併合に積極的な見解に分かれるとされる。西田眞基「裁判員裁判における客観的併合を巡る諸問題」・前掲書『植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題』第三卷三〇六頁など参照。

- (13) 若澤政治「公判準備と公判手続の在り方」『論究ジュリスト』第二号（平成二四年）四五—六頁。

- (14) 池田修・前掲書『解説 裁判員法』〔第2版〕一四〇頁以下、上富敏伸・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説（4）「七一頁以下など。

- (15) 複数の事件に争いがあったとしても、それらの事件が互いに関連せず証拠関係が独立していれば、区分審理を実施し、特定の合議体が長期の審理・評議を担当することを避けられると捉えるものとして、若園敦雄「長期の審理期間を要する争点が複雑困難な事件の取扱い」『論究ジュリスト』第二号（平成二四年）七一頁。上富敏伸・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説（4）「七八頁においても、区分審理決定がなされるのは、一般的には、併合した各事件が相互に関連性を有しない場合となると考えられるとされていた。

- (16) 杉田宗久「裁判員裁判の理論と実践」〔補訂版〕（平成二五年 成文堂）四三〇頁は、区分事件に関する限り、既に立法的・

制度的に手続二分が実現されていると指摘する。

(17) 安東章・後掲「区分審理制度の運用について」三八一頁など。杉田宗久・前掲書「裁判員裁判の理論と実践」補訂版」四三二頁は、併合事件全体に関する量刑審理の冒頭で区分事件の公判手続の更新をすべきであるとする。

(18) 青木孝之・前掲「裁判員裁判対象事件一件（強盗致傷）及び非対象事件七件（強盗等）」につき、区分審理及び部分判決を行った事例」九六頁。

(19) 長沼・前掲「部分判決制度の意義と課題」一四九頁。

猶、安東章・後掲「区分審理制度の運用について」三七五頁は、区分審理制度の本質的機能は、部分判決の判示事項に法的拘束力を持たせることによって、後行する併合事件審判の審理及び裁判の対象を減らし、その裁判員等の負担を軽減することにあると考えられ、部分判決は通常の終局判決と異なり、併合事件全体についての裁判を拘束するために存在していると言えるとする。上富敏伸・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説（4）九九頁をも参照。

(20) 西野喜一「裁判員制度批判」（平成二〇年 西神田編集室）二二四頁は、区分審理が行われた場合には、証拠調べの一部しか知らない者が全体の量刑に関与することになる点を、裁判員審理の裁判所が憲法第三七条第一項に言う「公平な裁判所に当たらない理由の一つとして掲げる（前掲「判例タイムズ」「解説」一三四頁は、これを区分審理の違憲論を唱える学説として挙げる）。また、「B班はA事件の証拠は全く見ないで、A・B両事件の量刑をしようという訳で、世界中どこを見てもこんな乱暴な裁判をやっている国はない。特にこの制度の無理なことは、裁判員A班がA事件について被告人は有罪と判断し、B班がB事件について被告人は無罪と判断した時に極まる。B班はA事件の証拠は見ないで被告人のA事件部分について量刑をする訳だから、これは明らかに証拠に基づかない裁判である」旨の主張もなされている。西野喜一「さらば裁判員制度」（平成二七年 ミネルヴァ書房）一一九頁以下。

(21) 全ての区分事件の審判終了後、併合事件審判として、区分事件以外のC部分の審理、及びA・B部分の部分判決で摘示されなかった事項に関する審理を行い、A・B部分の部分判決で摘示された事項には拘束力があるものとして、併合した事件全体について裁判を行う（裁判員法第八六条）。即ち、併合事件審判を行う裁判員は、区分事件については、刑の量定をするのに必要な範囲で、情状に関する審理を行うことになる。これに関与する裁判員は、犯罪事実の審理には自らが加わっていないかつた区分事件についても併せて刑の量定を行うことになるが、部分判決において、犯行の動機・態様及び結果、その他

の罪となるべき事実に関連する情状事実が摘示されていれば、終局の判決を行う上記裁判体は、これを基に判断することが出来るし、区分審理において取調べられた証拠についても、情状に関する証拠として用いる必要があるものは、公判手続の更新により、自ら直接取調べてその内容を認識することが出来、これらと併せて、C部分の審理により得た心証、及び一般情状に関する証拠調べにより得た心証を総合して、適切な量刑を行うことが出来るものと考えられるとされる。長沼・前掲「部分判決制度の意義と課題」一五二―三頁、隄・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律の概要」一五七頁、江口・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」について九二頁、池田修・前掲書「解説 裁判員法」〔第2版〕一五〇頁、上富敏伸・前掲「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説〔4〕一一七頁〔上記に加えて、第六五条（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録制度）に基づく記録媒体を公判手続の更新に併せて用いることにより、併合事件審判に係る職務を行う裁判体は、部分判決対象となった事件の審理で行われた証人尋問等についても、その内容を容易に理解することが出来ると考えられると述べる〕。

(22) 出来る限り更新は避けるべきであるが、補充裁判員の手当てをしても（訴訟経済の観点からも審理を始めからやり直す訳には行かないので）公判手続の更新がやむを得ない場合も生じ得、その場合には、当事者双方が中間的弁論または第二次の冒頭陳述とでも言うべき主張をした上で、重要と考える証拠の内容等を裁判員に提示し、証人尋問等の重要部分はビデオ録画したものを再生する等して、新たに加わる裁判員にも理解し易いものとする工夫が必要であるとされていた。池田修・前掲書「解説 裁判員法」〔第2版〕二二七―八頁。公判手続の更新の意義に批判的な見解として、西野喜一「日本国憲法と裁判員制度（上）」『判例時報』第一八七四号四―五頁「西野喜一・前掲書『裁判員制度批判』四四頁以下所収。更新が審理のやり直しでなく、継続する審理に新裁判員が途中からその儘加わる形のものであることは、全面的再審理では到底その煩に堪えないという考慮から来るのであろう。裁判官の交代の場合の更新と同程度の実質を伴わせることはまず不可能（新たに加わった裁判員に、次回公判期日迄に、それ迄の訴訟記録を読んでおくこと、訴訟記録によつてその段階での心証を形成しておくことを期待することは到底無理であろう）〔この点は、奥田恵美・栃木力「裁判員裁判における公判手続の更新の諸問題」・前掲書『植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題』第三卷三五頁などをも参照〕であらうから、結局、証拠調べの一部だけに関与した裁判員が被告人の運命を決めることになりそうであり、実質的に証拠調べの一部分しか知らない裁判員が判断をすることになる可能性が大きいが、そのような裁判体は最早「公平な裁判所」とは言えないのではない



か、と述べる」。

- (23) また、仮に後の裁判体を構成する裁判官との間で情報に差が生じたとしても実質的に不都合は生じないとも論じられる。即ち、(a) 手口が共通している場合などは、前の事件の証拠を見ているために後ろの事件についての心証も影響され得るが、その場合、そもそも区分審理されない。(b) 量刑についても、後の裁判体が前の事件についての情報を証拠として考慮するためには、もう一度更新の形で、構成裁判官と共に後の裁判員にも実質的に調べる機会を与えなければならぬのでイコール・フッティングは確保される。また、前の区分判決に書かれていることに後ろの裁判体は拘束されるので、後ろの審判にしか関与しない裁判員との間で、前の区分審理に関与した構成裁判官に差異・不平等が生じることは考えられないのではないか―と主張される。『法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会 第一回会議事録』（平成一八年二月一八日）二七頁。
- (24) 長沼・前掲「部分判決制度の意義と課題」一四九―一五〇頁。
- (25) 「座談会」総括と展望「ジュリスト」第一三七〇号（平成二二年）二〇五―一六頁「井上正仁」。
- (26) 佐藤文哉「裁判員に何を期待するか―法の支配」第一三三二号（平成一五年）七頁、一〇頁「中間判決の制度や、併合されない儘審判が行われた時の刑の調整規定が設けられなかったりする場合には、除外すべき事件を、「特に複雑・困難な事件」よりも広く認めざるを得ないと思われるとする」。
- (27) この点については、椎橋隆幸「裁判員裁判の現状と課題」安廣丈夫編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』四六頁以下等参照。
- (28) 池田修・前掲書『解説』裁判員法「第2版」一四一頁。
- (29) 安東章「区分審理制度の運用について」前掲書『植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題』第三卷三六七頁以下、西田眞基・前掲「裁判員裁判における客観的併合を巡る諸問題」三〇三頁以下、大西直樹「裁判員裁判における区分審理制度」『慶應法学』第二二二号（平成二四年）二七頁以下、田口直樹・右崎邦夫「併合事件における審理計画・審理の在り方」『判例タイムズ』一四〇八号（平成二七年）五頁以下、平塚浩司・前掲「裁判員裁判と客観的併合」一二三頁以下など参照。
- (30) 既に触れたように、区分審理制度については、かなり例外的に用いるべきという考え方と、もう少し幅広く活用を認めるべきという考え方とに分かれている。西田眞基・前掲「裁判員裁判における客観的併合を巡る諸問題」三〇六頁、三一九頁など。

- (31) 特に構成裁判官による非対象事件の区分事件審判については、事案によって活用を積極的に検討して行くことが相当ではないか（裁判官区分事件審判の場合、特定の裁判員等の負担が過重になることを回避出来るのみならず、裁判員等としての国民の負担の総量を相当程度軽減することが出来、且つそもそも区分事件が非対象事件の場合は、裁判員の参加する合議体で審理裁判する必要がなかったのだから、ある程度広めに裁判官区分事件審判の対象とすることを認めても、裁判員制度の趣旨に反することはない）と論じる見解として、安東章・前掲「区分審理制度の運用について」三六八頁以下、三七一頁など。田口直樹・岩崎邦夫・前掲「併合事件における審理計画・審理の在り方」七頁は、併合対象事件が非対象事件であるか否かは、大きな比重を占める判断要素ではないとする。
- (32) 平塚浩司・前掲「裁判員裁判と客観的併合」一三四頁以下、西田眞基・前掲「裁判員裁判における客観的併合を巡る諸問題」三二二頁以下など。
- (33) 田口直樹・岩崎邦夫・前掲「併合事件における審理計画・審理の在り方」一〇―一頁は、非対象事件については、構成裁判官のみで構成する合議体による区分事件審判が可能であるから、区分審理の活用が検討出来るとした上で、自白事件の場合は、訴因が多いなど裁判員の負担が重くなる場合は区分審理の活用が考えられ、また、区分審理した非対象事件の罪となるべき事実自体のみでも併合事件全体について適切に量刑を検討出来るような事案の場合も区分審理に適合すると言えるとする。他方、否認事件の場合、否認事件が多いなど裁判員の負担が過重となる場合は、構成裁判官による区分事件審判を用いた区分事件審理が大いに活用出来るであろうと述べる。
- (34) 区分審理をする場合における運用についても研究は行われ始めている（田口直樹・岩崎邦夫・前掲「併合事件における審理計画・審理の在り方」一四頁以下）。例えば、裁判員区分事件審判の場合は、区分事件審理の意義と、部分判決の記載事項及び拘束力につき、裁判員に十分な説明を求めめる必要がある点、区分事件の証拠調べの方法、公判事件更新の具体的方法などについてがそれである。
- (35) 前掲「座談会 裁判員制度と日本国憲法」一七頁「長谷部恭男」。
- (36) 野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利「憲法Ⅰ〔第5版〕」（平成二四年 有斐閣）四四〇頁。
- (37) 猶、判示に掲げられている最高裁昭和二三年五月五日大法廷判決・刑集二卷五号四四七頁は、「憲法第三七條の『公平な裁判所の裁判』というのは構成其他において偏頗の惧なき裁判所の裁判という意味である。かかる裁判所の裁判である以上

個々の事件において法律の誤解又は事實の誤認等により偶々被告人に不利益な裁判がなされてもそれが一々同條に觸れる違憲の裁判になるというものではない。されば本件判決裁判所が構成其他において偏頗の惧ある裁判所であつたことが主張立證せられない限り假令原判決に所論の様な法律の誤解、事實の誤認又は記録調査の不充分等があつたと假定しても同條違反の裁判とはいえない。旨を述べている。ここからは、①裁判体の構成、②構成以外の面から、公平な裁判所による裁判に該当するか否かを検討することが考えられよう。前掲『判例タイムズ』一四二二号「解説」一三三頁以下、前掲『判例時報』第二二五九号「コメント」一二八頁以下参照。

(38) 笹田栄司「裁判員制度の合憲性」『平成二三年度重要判例解説』(『ジュリスト』第一四五三号 平成二四年)一一頁。また、憲法の文理のみならず、憲法の基本原理に加えて、歴史的・国際的視点からも問題を考察する必要性を指摘している点は、憲法の明文からは結論が容易には導き出せない解釈上の論点を考察する手法として正当なものと解されると共に、長い時間軸の中で、且つ広く世界を見渡して判断するという基本的姿勢を示していると思われるとも評されている。西野吾一・矢野直邦「最高裁判所判例解説」『法曹時報』第六六卷第四号(平成二六年)二〇五頁。青野篤「裁判員制度の合憲性」『大分大学経済論集』第六四卷第一号(平成二四年)七二頁も、憲法制定当時の立法者意思により忠実に、関連規定の文理にも沿う解釈は、現在の多数説の解釈であると考えられると述べる。

(39) 猶、青野篤・前掲「裁判員制度の合憲性」七三頁は、学説の多くも、概ね本判決が挙げる事項を指摘していると捉える。

(40) 毛利透「裁判員裁判の憲法適合性」『判例セレクト』二〇二二「I」(『法学教室』第三八九号「平成二五年」別冊)三頁。憲法は、裁判官が刑事裁判の基本的な担い手となることを要請していると解されると指摘するものとして、西野吾一・矢野直邦・前掲「最高裁判所判例解説」二〇六―七頁、二二―一頁など。かかる考え方については、裁判員法立案担当者の見解とほぼ同旨で正当と捉える見解(南部晋太郎「裁判員制度の合憲性に関する大法廷判決」『研修』第七六五号「平成二四年」三〇頁)と、この含意の射程は問題である(例えば、非拘束型陪審でなければ陪審制の採用は違憲であるといった論が起り得るからである)といったコメント(新屋達之「国民の司法参加・裁判員制度の合憲性」『法律時報』第八四卷第一〇号一二八頁)とが見られる。

(41) 「裁判官と裁判員は、事実認定においても刑の量定においても、個々の判断事項について順次具体的に評議を重ねて、最終的な結論に到達するに至るのであり、これが正に裁判官と裁判員の協働作業と言う他ない。最終的な結論においては全員

意見が一致しなかった場合でも、その結論を導き出す協働作業が互いに納得出来るものであるならば、手続的な意味で適正且つ的確な評議・評決が行われたということが出来る。」旨主張される（例えば、松本時夫「裁判員制度の予想される具体的な運用について」『法の支配』（平成一六年）四五頁など参照。「座談会 裁判員制度と日本国憲法」『判例タイムズ』一一四六号一四頁「稚橋隆幸」も、裁判員法案自体が協働という考え方に立っているが、裁判官・裁判員は、裁判への関わり方は基本は同じであるとしても、全く同じではなく、全く同じではない部分があるからこそ意味があると述べる）。これは「適正」の論点であるが、かかる情況が制度的に担保されていれば、適正は充足されていると言えるだろう。

(42) 西野吾一・矢野直邦・前掲「最高裁判所判例解説」二二一—四頁。

(43) 池田修・前掲書『解説 裁判員法』第2版』四〇頁。

(44) 前掲『法制審議会刑事法（裁判員制度関係）部会 第二回会議事録』九—一〇頁をも参照。

(45) 平成二四年五月三—二日段階で、制度施行以来、三四人の被告人の事件で区分審理が行われたとされる。「いずれも、事件相互間に一括審理を必要とするような関連がなく、且つ全ての事件を一括審理すると裁判員に相当な審理の負担が掛かると予想されたことから、例外的な扱いとして実施されたものと考えられると評する」。最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』（平成二四年二月）二八頁。

(46) 「座談会 裁判員裁判の現状と課題」『論究ジュリスト』第二号（平成二四年）一六頁「栃木力」など。

(47) 池田・前掲「裁判員制度への期待と今後の課題」三六頁など。

（日本比較法研究所嘱託研究員）